

財務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、  
環境省、告示第十三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条  
第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条  
第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第三  
号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

財務大臣	尾身	幸次
厚生労働大臣	柳澤	伯夫
農林水産大臣	松岡	利勝
経済産業大臣	甘利	明
環境大臣	若林	正俊

表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八五・八一」を「一〇〇分の八  
七・一三」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九二・七〇  
」を「一〇〇分の九一・六九」に改める。